

●入札契約について(施設等整備)

※建設工事の場合、入札は建築確認済証取得後に行うこと。

※補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付すなど市が行う契約手続の取扱いに準拠すること。

1. 入札用設計図書(設計書、仕様書、図面等)の作成

2. 契約締結方法等の決定 理事会等に諮る

契約締結方法等(以下の①～④)については、理事会等において決定し、議事録を作成してください。

① 入札方法等の決定

原則として一般競争入札となります。

「一般競争入札」とは、契約に関する公告をして、一定の資格を有する不特定多数の希望者を競争に参加させ、契約主体に最も有利な条件を提示した者と契約する方法のこと。

物品購入の場合、金額に応じて随意契約(2者以上見積り)が認められること等があります。

② 入札参加資格要件の設定

不適格・不良な業者の参入防止のため、公平性を失わない範囲で参加資格要件を設定してください。

原則として、以下の三点については参加資格要件に盛り込んでください。

- 1 松戸市入札参加業者資格者名簿に登録されている者のうち、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- 2 法人の役員と特別の利害関係を有することのない者。
- 3 入札の対象となる建設工事の設計・監理を担当する業者と、資本又は人事面で関係を有することのない者。

その他の資格要件としては、「格付け」、「施工実績」、「地域要件」や「欠格要件」などが挙げられます。

【参考】松戸市入札参加業者資格者名簿(松戸市ホームページ:事業者向け>入札・契約>入札参加申請>〇・〇年度松戸市入札参加業者資格者名簿について)

③ 予定価格の設定

予定価格とは、入札において落札となる上限の価格のこと。予定価格は、設計書等に基づき、適正な工事価格に配慮して定めてください。記載した書面(予定価格調書)を封書にして保管し、開札場所に持参してください。

④ 最低制限価格設定の検討

入札では、市で行う契約手続に準じて、最低制限価格制度を適用することができます。最低制限価格制度とは、契約内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者であっても、最低制限価格を下回る場合には、これを落札者とせ

ず最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度です。

最低制限価格を設定する場合は、松戸市が実施する公共工事等において設定する際の方法で算定し、予定価格調書に併せて記載してください。

【参考】松戸市建設工事最低制限価格取扱要綱(松戸市ホームページ:事業者向け>入札・契約>契約関係要綱・規則等>工事関係)

3. 入札公告

建築関係新聞や法人HP、法人掲示板等広く周知できる方法で、下記日数以上(土日祝日を除く)掲示してください。証拠書類として写真等を残してください。

予定価格	見積期間
5000 万円以上	15 日以上 ※
500 万円以上～5000 万円未満	10 日以上 ※
500 万円未満	1 日以上

※やむを得ない事情がある場合、5 日以内に限り短縮可能。

入札公告においては次の内容を明示すること。

- ①工事概要:工事名、工事場所、発注者、建物概要、工事内容、工期等
- ②応募要領:入札参加資格、入札説明書の交付場所・期間、入札日、問い合わせ先等

4. 設計図書等の配付

業者が適正な見積り及び入札を執行できるよう見積り用の設計図書、金抜きの内訳書、契約書案等を配布します。なお、入札参加者を一堂に集めるような現場説明会等は行わないこと。

5. 応募締め切り・入札参加事業者の資格確認

6. 入札の執行

入札の進行は、各種書類を慎重に確認しながら進めてください。2 社以上札入れしない場合、入札不調として再募集になります。(ただし「辞退」と記入して札入れした場合は有効となります。)

(入札の進行例)

・出席確認

「出席の確認をします。」

・委任状提出

「代理人の方は委任状を提出願います。」

・入札書投函

「これより〇〇(工事箇所)、△△(工事名)の入札を執行します。ご準備のできた方から、入札箱にご投函願います。」

・開札

「それでは、開札いたします。」

・予定価格調書を開封し入札書と照合

◀A▶1 度目の入札で落札になる場合

・入札結果の読み上げ

「入札結果の発表をいたします。

最低入札書記載金額〇〇円、〇〇円(※2回繰り返す)

当金額に 10%を加算した金額をもちまして、(株)〇〇を落札者といたします。

なお、予定価格は〇〇円で、最低制限価格は〇〇円でした。

参考までに、他社の入札状況もご報告いたします。

(株)〇〇 〇〇円、〇〇円(※2回繰り返す)

(※失格の入札がある場合のみ なお、(株)〇〇は、入札書記載金額が最低制限価格を下回っていたことから、失格扱いとなりました。)」

・終了

「以上をもちまして、本日の入札を終了いたします。」

◀B▶1 度目の入札で落札にならない場合

・入札結果の読み上げ

「入札結果の発表をいたします。

ご提出いただきました金額が、予定価格に達しませんでした。

落札者なしのため、2回目の入札をおこないます。

なお、1回目の最低入札書記載金額が〇〇円でしたので、〇〇円を超えた金額を2回目の入札書に記載しますと、無効となりますので、ご注意願います。

金額を出すことができない方は、金額欄に辞退とご記入ください。」

・入札書投函、開札、入札書の照合

・予定価格範囲内の入札があれば◀A▶へ。不調の場合◀C▶へ。

◀C▶2 度目の入札で落札にならない場合

・入札結果の読み上げ

「入札結果の発表をいたします。

最低入札書記載金額〇〇円、〇〇円(※2回繰り返す) (株)〇〇によるものでありますが、この金額でも予定価格に達しませんでした。落札者はなしとなります。松戸市の契約手続きに準じ、入札は2回までとなりますので入札は不調打ち切りいたします。」

・入札不調の場合、後日再募集となります。

入札金額が同額で「くじ引き」を行う場合

・入札結果の読み上げ

「入札結果の発表をいたします。

最低入札書記載金額〇〇円、〇〇円(※2回繰り返す) でありましたが、この金額での入札を行った業者が〇〇社おります。

よって、くじ引きで落札者を決定いたします。」

・【1回目】 順番決めのくじ

「最初にくじを引く順番を決めるくじを引いてください。」

・【2回目】 落札者決定のくじ

「それでは、(株)〇〇から落札者を決めるくじを引いてください。」

くじを引いた結果、(株)〇〇が落札者に決まりました。」

・《A》へ

7. 入札終了後、立ち合いの市職員へ(別紙2)入札結果の届出を提出

届出記入後、立会人の欄に市職員がサインしますので、写しを取った後原本を提出してください。

8. 契約の締結 理事会等に諮る

理事会等の議決を得たうえで、必ず契約書を作成し契約を締結してください。

(参考)

予定価格……………消費税を含む総額

入札書比較価格……予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額

入札書記載価格……見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する額

落札価格……………入札書記載金額に当該金額の 10%に相当する金額を加算した金額

契約金額……………入札書記載金額に当該金額の 10%に相当する金額を加算した金額